平成２６年（フ）第３４８８号
東京都大田区仲六郷２丁目36―２―102、住民票上の住所東京都大田区仲六郷１丁目６―９―511
破産者　盛　　修
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７５１号
東京都世田谷区野毛１丁目23―12―103
破産者　岩崎めぐみ
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２０６号
東京都江東区千石３丁目１番24―339号
破産者　有限会社ネットオークションジャパン
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２０７号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目８番地の１
破産者　有限会社ナウ・ウェル
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２０８号
千葉県千葉市中央区中央港２丁目１番28号
破産者　有限会社千葉生花市場配送センター
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９２４号
東京都新宿区新宿１丁目36番７号
破産者　株式会社東亜シンプソン
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１５４号
埼玉県比企郡吉見町大字江綱1402番地１
破産者　株式会社三和販売
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１６４号
茨城県龍ケ崎市馴馬町600番地の２
破産者　昭和タクシー有限会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５８５号
東京都中央区築地２丁目８番１号
破産者　有限会社せんけい
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５８６号
東京都中央区築地２丁目８番１号
破産者　有限会社アイ・エヌ・ジー
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５８７号
東京都中央区築地２丁目８番１号
破産者　有限会社アド・ケイズ
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０８４号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目９－７－103、開始決定時の住所埼玉県新座市東１丁目８―13―420
破産者　寺本　春夫
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３９９号
東京都江戸川区船堀３丁目１番17号
破産者　高宮興業有限会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２９号
東京都練馬区東大泉５丁目26―５―102
破産者　五十嵐葉子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８７７号
東京都港区芝２丁目27番８号
破産者　シー・エフ・シー株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９１６号
東京都世田谷区砧４丁目32―20　富士第２ビューハイツＣ―２、開始決定時の住所東京都狛江市和泉本町３丁目14―９
破産者　後藤　麻理
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０３８号
東京都板橋区氷川町37―１
破産者　福田　拓司
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２５６号
神奈川県川崎市麻生区高石３丁目32―３―304
破産者　萩原　　裕
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６３７号
東京都板橋区相生町23―３―318
破産者　亀田とし子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８８６号
東京都板橋区氷川町37―１
破産者　福田まさ子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９６３号
栃木県足利市久保田町1018―５、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区加賀１丁目17番14号
破産者　株式会社フラワーオークション足利
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０３３号
北海道旭川市高砂台３丁目216番地
破産者　アスカ建設株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部